

スライド作製上の注意点について

スライドを作製する上で、著作権等の侵害が発生しないように以下の点にご注意ください。

1. 図表等の転載

論文等の図表等をそのままスライドに転載する場合は著作権者の許諾を得てください。許諾の申請はまず出版社等に対して行ってください。さらに著者の許諾が必要な場合もありますので出版社に確認してください。

ご自身が論文等の著者であっても出版社等の許諾が必要な場合がありますので不明な際は出版社等にお問い合わせください。また、共著者がいる場合は共著者の許諾が必要となる場合があります。

2. 内容の引用

スライドに論文等の一部を引用する際、以下の条件がすべて満たされていることを確認してください。いずれかの条件が満たされない場合は引用とみなされない可能性がありますので、その場合は図表等の転載と同じ手続きをとってください。

- 1) 引用しようとする論文等が公表されていること
- 2) 引用する必要性があること
- 3) 引用する範囲が必要最小限であること
- 4) ご自身記載が主であり、引用部分が従の関係であること
- 5) 引用部分がそれ以外の部分と明確に区別されていること
- 6) 引用部分が原則として改変されていないこと
- 7) 引用部分の出所が同一スライド内に明記されていること

以下、転載および引用のそれぞれについて、ポイントとなる点について補足説明します。

○転載について

- ・転載は、著作財産権のうちの複製権、公衆送信権などを侵害する可能性があります。
- ・どうしても転載が必要な場合は、著作権者や必要に応じて著者から許諾を得るか(通常は有償です)、相当の努力をしても著作権者と連絡が取れない場合は文化庁長官の裁定のもとで補償金を支払う必要があります。
- ・ご自身が著者の場合でも著作財産権(の全てか一部)を出版社に譲渡している場合は出版社の許諾を得る必要があります。共著者がいる場合はそれぞれが応分の著作者人格権(譲渡していない場合は著作財産権も)を有していると考えられますので、氏名を表示する権利や同一性を保持する権利について異論がないか共著者に確認する必要があります。
- ・無断使用が判明した際、特に海外の出版社が著作権を持つ場合は高額な請求書を送り付けられることがあるため注意が必要です(この場合はインターネット上に送信した主催者が支払いの義務を負う可能性があります。)

・数値などデータそのものは著作権による保護の対象とならないため、データだけを抜き出して新たなグラフ等を作成することは2の引用と判断される可能性があり、著作権の侵害とならない場合もあります。しかし、どこまでが許されるかは個々の例によって異なるため、リライトしてあれば全て問題ないというわけではありません。

・リライトが適正に行われないと、上記以外に著作財産権のうちの翻案権や著作者人格権の同一性保持権の侵害と判断される場合もあるため著作財産権の所有者だけでなく著者からも訴えられる可能性があります。

○引用について

・著作権は制限されることがあり(権利制限規定)、著作権法第32条では引用も制限の対象とされています。つまり引用であれば著作権者の許諾は必要ありません。

・引用について、第32条では「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」としています。

この条文と各種の判例等から上記1)－7)の条件を設定しました。

1)は条文通りですが、公表とは雑誌、書籍などの著作物だけではなく、ホームページへの掲載や講演による発表も含まれます。

2)あくまでも自説の根拠や補強として必要な場合であり、要約による文献の紹介などを行なった場合は二次的著作物創作権の侵害となる可能性があります。

3)上記2)の目的のための引用の範囲を超えた場合は著作権の侵害と判断される場合があります。

4)上記2)の目的のためには、自説が主となる必要があります。

5)引用であることを示すため、括弧でくる、引用文の前後を空けるなど自説部分との区分を明確にする必要があります。

6)常識的な範囲を逸脱して引用部分を改変すると、二次的著作物創作権や同一性保持権を侵害することになります。

7)引用元は引用部分のすぐ近くに明記します。スライドであれば同一スライド内に記載します。